

宝暦十一（二七六一）年 幕府巡見使を乗せた唐津藩船手の記録

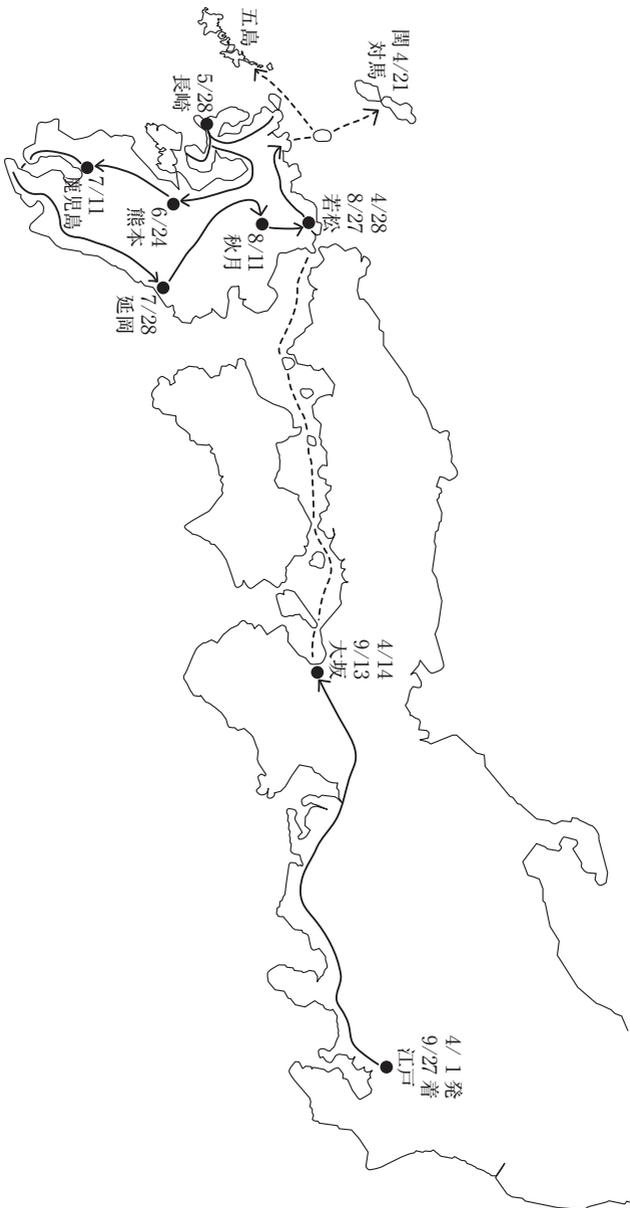
―『御巡見御用諸事覚』―

森 弘 子
宮 崎 克 則

【解題】

幕府の巡見使は、概ね徳川将軍の代替わりを契機に、旗本三人（従者を含めて総勢一〇〇人ほど）が全国を八ブロックに分けて派遣された。^① これまで、最後の派遣となった天保九年（一八三八）、九州へ来た巡見使の紀行文、その従者の紀行文、そして各藩の対応書などを史料紹介してきた。^② 今回は、唐津藩「船手」の記録を紹介する。九州への行程は、江戸から東海道を通って大坂、それから瀬戸内海を船で渡り、福岡藩の筑前国若松（福岡県北九州市若松区）に上陸し、陸路を通って唐津藩の呼子（佐賀県唐津市呼子町）へ、そして船で玄界灘の島々を巡る（その後は長崎→島原→佐賀→熊本→鹿児島→宮崎→熊本→久留米を通って若松から乗船して帰る。天和元年（二六八二）から豊前国と豊後国の東九州地域は四国ブロックに含まれたので、別の巡見使の管轄）。【図1】は天保九年巡見使の大まかな行程である。四月一日の江戸

【図1】 天保9（1838）年巡見使の道程



【注】 宮崎克則・森弘子「天保9年 幕府巡見使の従者日記（1）—立野良道『西海道日記』1・2・3・4巻」（『西南学院大学博物館研究紀要』5号、2017年）、同「天保9年 幕府巡見使の従者日記（2）—立野良道『西海道日記』5・6・7巻」（『西南学院大学』『国際文化論集』32-1号、2017年）より作成した。

癸、九月二十七日の江戸帰着。閏四月があったから、約七か月の九州巡見だった。

壹岐(平戸藩)・対馬(対馬藩)・五島(五島藩)・平戸(平戸藩)の島々の巡見に、唐津藩「船手」はどのように対応したのだろうか。天保九年巡見使に関する記録は残っていないので、まず宝暦十一年(二七六二)を紹介する。巡見コースはほぼ同じなので、天保九年の場合も大きな違いはない。

唐津藩の「船手」について、久野哲矢氏の一連の成果をもとに要約する。^③船手はもともと水軍であり、藩が所有する船を管理・運用しながら輸送や沿岸警備を担当した。名護屋城博物館が所蔵する「岩下家史料」には、「大船頭」などを勤めた「松下家」の史料が含まれており、その内容は日記や控を中心に藩政、海運、流通、海防などに関する豊富な情報が書き留められている。宝暦十一年「御巡見御用諸事覚」(史料番号A二)は、この時に「漕船才領」に任じられた松下助七が記したものであると考えられる。

唐津藩における船手の家臣は一〇〇人ほど、「大船頭」「小船頭」「楫取」などの職階があった。【表1】は文化十一年(一八二四)『御船手之者勤記』(史料番号A三三)をもとに、久野氏が作成されたものである。参勤交代時の下関渡海や長崎の見廻り、巡見使や幕府使節の送迎などを担当し、また難破船の漂着や異国船来航による長崎派遣などの突発的・緊急的な職務もあった。これら藩の船の運行・管理の他に、渡航証明である「往来切手」や船改めに使用する「出入切手」の交付、藩内の船の登録・帳簿管理なども担当した。「満島番」は、松浦川河口の満島(水島)に設けられた番所で船改めをした。松浦川は唐津藩領を南北に貫く川で、唐津藩における物流の大動脈であった。

唐津藩の大名家は何度も代わった。外様大名の寺沢堅高(一二万三〇〇石)が正保四年(一六四七)に御家断絶と

【表1】唐津藩船手が対応する事案と職務（文化11年）

船手に対応する事案	
正月の御手船初乗／家老の寺社参詣／藩主の満島川渡船・下関渡海・長崎湊の見分・領内の巡鳥／巡見使渡海／遊行上人・善光寺如来の満島川渡船／家老の大坂行き／公儀御城米・銅積船・諸国関船・商船・諸家御廻米船の難破／領内への異国船漂着／幕領御廻米の積入れ／御手船・雇船の異変／唐船回送／浦への諸形・穀改・焼印出役／入用の板材木購入	
役職	職務内容
大船頭	毎朝役所へ出る／船見廻り／旅行出役費用の出納／雇職人への作料銭支払い／旅船が破船した際の事後処理（灘状発行、「片道切手」交行など）
割方小頭	毎朝役所へ出る／業務の割り振り／船道具の把握／漂着物・難破船について奉行所へ注進
蔵方小頭	毎朝役所へ出る／「出入切手」交付の手続／「往来切手」交付の手続／藩で購入した材木が到着した際の代金支払い／浦水主への扶持米支払い／雇船到着時の差配／領内穀船について新造船・売買船の帳簿管理
小船頭目付	毎朝役所へ出る／昼夜見合廻り／船作事るとき細工場見廻り／領内の小型船の帳簿管理／旅船から「御法度之穀物」が持ち込まれた際には満島番人とともに差し押さえる
小船頭	毎朝、船の見廻り後役所へ出る／毎夜、平組の者と共に「洲崎」から「柳堀」まで巡回／道具の虫干
物書	毎朝役所へ出る／幕府からの廻状を沿岸の村へ伝える／雇船で江戸へ向かった際、浦賀の関所へ必要書類を提出／廻米船難破の場合、先方への灘状の読み渡し／小船頭の代役
楫取	毎朝船を見廻り、小船頭目付へ報告／毎夜、 ^{5時} 艀番所へ一人詰める／船作事・道具虫干に出頭／満島出火の節、和多田村辺りの人足を艀番所へ留置／小船頭の代役
満島番	二人ずつ隔日で勤務／旅船の積荷改め／町方船宿への船改めの出役／他藩の御手船が入津する際は奉行所・小船頭目付に連絡
唄上	毎日、船江・満島番所へ駐在／大坂に入津の際は船奉行所へ出向く／毎夜御船唄の稽古（毎月二、七日の夜は「乗組」や希望者も合わせて稽古）
内詰	両奉行所へ隔日で勤務／奉行所への泊り番
艀口乗組平組	毎朝役所へ出て御用勤め／楸番所・橋口番所詰め／船場りの夜は「りん木」抜き／艀口は召船の綱・碇上げ下ろし及び楫取の代役、乗組は奉行所御用人、平組は大坂・長崎に出向く際の船中見習をそれぞれ勤める
御手職人	日々役所へ出る／船作事の節は見積り作成・材木見分を担う／小船頭以下の人員が不足する際は代役を勤める

なった後、一時幕府領となり、慶安二年（二六四九）に播磨明石から譜代大名大久保忠職（八万三〇〇〇石）が入封、その後は譜代大名の松平（七万石）―土井（七万石）―水野（六万石）―小笠原（六万石）となる。寺沢氏の断絶によって、その船と船手の多くが幕府に召し上げられて「長崎御船手」として長崎奉行の下に配属され、唐津藩の船手は大久保氏が播磨明石から連れてきた者たちによって組織された。そして延宝六年（二六七八）、大久保氏は唐津から内陸の下総佐倉へ、下総佐倉から松平氏が移封してきたので、船手はそのまま引き継がれることになり、その後の大名交代でも大きな変動なく、船手の者たちは唐津に居続けることになった。

松下家の明治四年『由緒書下書』（史料番号A七七）によると、慶安二年に譜代大名大久保氏とともに播磨明石から唐津へやってきた松下市兵衛は、松平氏への大名交代のとき、

延宝七戊午年

松下市兵衛 規孝

松平和泉守様、御当国御居城之処、御船手中御引讓相成候様、大久保様え御釣合之上、御給禄右之俣御引讓二相成、其後御代々御城附之様二相成□□□□（後略）

新たに唐津藩主となった松平氏の要請によって、同じ禄高（一八石五人扶持）で召し抱えられることになり、「御城附」のようになったとある。その後、元禄四年（二六九二）入封の土井氏時代には幸右衛門―助太夫―助七と続く。助七の由緒として、

松下助七 規光

土井大炊頭様御代、明和三丙戌年八月御扶持方壱人扶持被下置、平組え被召抱候、同号四丁亥年四月七日御宛行
三石壱人扶持御増被下置候（後略）

とあり、彼は水野氏時代の明和三年（一七六六）に「平組」として召し抱えられ、その後は「物書」「小頭」へ出世し、享和三年（一八〇三）に「大船頭」となった。巡見使がやってきた土井氏時代の宝暦十一年（一七六一）、助七はまだ召し抱えられていなかったが、宝暦十一年『御巡見御用諸事覚』のなかに「松下助太夫倅 助七」として登場する。由緒書によると、当時の松下家の当主は助太夫であり、「梶取」の位置にあったが、何らかの理由で勤めることができなかつたので、子の助七が「漕船才領」に任じられ、巡見使とともに島々を巡つたのである。

【表2】は天和元年以降の九州へ来た巡見使の一覧である。宝暦十一年の巡見使は、徳川將軍九代の家重から一〇代家治への代替わりを契機に、青山七右衛門成存（使番、一二〇〇石、四〇歳）・神保帯刀忠能（小姓組、一一〇〇石、三七歳）・花房兵右衛門正路（書院番、六〇〇、三九歳）が派遣された。他の年度の巡見使も三〇〜四〇歳代の旗本たちが派遣されており、使番・小姓組・書院番から一人ずつ選ばれた。江戸を出発して九州を廻るのは、決して楽な旅ではなかつた。鹿児島までやってきた神保帯刀は、日向国「志布志」（鹿児島県志布志市）で病に倒れた⁴。病者が発生した場合でも残る者で巡見すべしという規定に従い、青山と花房の二人はそのまま巡見を続け、筑前の秋月藩からふたたび神保を迎えるために薩摩国「米之津」（鹿児島県出水市）に向かつたが、神保は亡くなってしまった。死去した神保について、『寛政重修諸家譜』二卷（二二九頁）に、

【表2】九州へ来た幕府巡見使

年代	將軍	旗本名	知行高	旗本名	知行高	旗本名	知行高
天和1年 (1681)	5代綱吉	奥田八郎右衛門忠信 (37歳・使番)	2800	柴田七左衛門康能 (不明・小姓組)	1000	戸川李明安成 (32歳・書院番)	1500
宝永7年 (1710)	6代家宣	小田切鞆負直広 (31歳・使番)	2930	土屋数馬喬直 (45歳・小姓組)	2000	永井監物白弘 (不明・書院番)	3030
享保2年 (1717)	8代吉宗	妻夫木四郎頼隆 (49歳・使番)	3000	大島采女義敬 (29歳・小姓組)	2000	小倉忠右衛門正矩 (49歳・書院番)	1200
延享3年 (1746)	9代家重	徳永平兵衛昌寛 (40歳・使番)	2500	夏目藤右衛門保信 (38歳・小姓組)	600	小笠原内匠信用 (41歳・不明)	2600
宝暦11年 (1761)	10代家治	青山七右衛門成存 (48歳・使番)	1200	神保帯刀忠能 (37歳・小姓組)	1100	花房兵右衛門正路 (39歳・書院番)	600
寛政1年 (1789)	11代家斉	小笠原主膳長知 (44歳・使番)	2000	土屋忠次郎利置 (40歳・小姓組)	2070	竹田吉十郎斯近 (47歳・書院番)	800
天保9年 (1838)	12代家重	曾我又左衛門 (不明・使番)	2000	大久保勘三郎 (不明・小姓組)	1200	近藤勘七郎 (不明・書院番)	1400

【注】巡見使の年齢は、小宮木代良「幕藩体制と巡見使(一) 一九州地域を中心にして一」(『九州史学』77・78号、1983年)より、旗本の知行高と編成については「新編大村市史」第3巻近世編、396頁(2014年)より、さらに「寛政重修諸家譜」より作成した。それぞれの従者数は知行高などに応じて異なり、天保9年の場合、曾我(39人)・大久保(33人)・近藤(32人)の総勢104人だった(宮崎克則・森弘子「天保9(1838)年 幕府巡見使への対馬藩対応(1) 一宗家文書『巡見使記録 御勘定奉行所』一」(西南学院大学『国際文化論集』36-1号、2021年))。

宝暦九年九月四日遺跡をつぐ、十一年正月二十八日仰をうけて青山七右衛門成存、花房兵右衛門正路とともに西國を巡見し、八月三日より同隊の士と共に本城のつとめとなるといへども、忠能猶巡視して薩摩国にあり。二十日九日かの地にをいて死す。年三十七。法名印了。薩摩国出水郡の成願寺に葬る。妻は川勝権之助隆雄が女。

と、墓は「薩摩国出水郡の成願寺」にあると書かれている。次の巡見使は寛政元年（一七八九）に九州へやってきた。このときは三人のうち二人まで亡くなった。小笠原主膳長知（二〇〇〇石、使番、四四歳）・土屋忠次郎利置（二〇七〇石、小姓組、四〇歳）である。残る竹田吉十郎斯近（八〇〇石、書院番、四七歳）は一人で巡見することになった。さらに次の天保九年（一八三八）、巡見使が鹿兒島藩の出水郷へやってきたとき、ここに巡見使の墓が三つもあることを、従者の立野良道が書いている。⁶立野は大久保勘三郎（二二〇〇石、小姓組）の従者だった。現在の鹿兒島県出水市に龍（竜）光寺があり、碑文も残っているが、成願寺は明治の廃仏毀釈でなくなった（『出水の文化財』出水市教育委員会、二〇〇二年）。立野は三人の墓碑銘を書き留めている。

義勝院殿禪心良雄大居士 寛政元年己酉年七月二十日

故西国巡見御使番小笠原主膳源長知

右石碑 府本村禪宗龍光寺

利性院殿全心置勇大居士 寛政元年己酉年七月廿四日

西国巡見土屋忠次郎平利置

寶乘院殿叡照日到大居士 宝暦十一年辛巳八月廿九日

故巡撫西国使神保帯刀

右御両人石碑 灰塚

知識村真言宗成願寺

宝暦十一年の巡見使三人が江戸を出発したのは二月二十七日、東海道を通過して大坂に至り、三月十一日に船に乗って瀬戸内海を渡った。その船は久留米藩の船だった。福岡藩の『黒田家譜』のなかに「上使の乗船ハ、前例の如く久留米領主より出さる」とある^⑦。いつから久留米藩の担当となったのか定かでないが、久留米藩家臣の杉山正伸・正篤父子によって編纂された安永文政期『米府紀事略』一八巻のなかに、「御軍用御船手方旧記写」として、久留米藩領には船を繋ぐ港がないので、長崎で異変が起きたとき、「関船」(軍船)を出すことができない。その代わりに、幕府から派遣される「西国筋上使」の送り迎えは、小倉藩領の大里の港に留め置いている藩の船を差し出す、とある。

当御地ハ浦無之候間、長崎表変儀之節、関船不被差遣候、其代りニ西国筋上使送迎之御船大里え被差遣被差出候

『角川日本地名大辞典 福岡県』の大里(内裏・大裏)村の項目に、寛永二十年(一六四三)に海岸の一部が久米藩に貸与され、久留米藩屋敷があった、とある。久留米藩は参勤交代のための船をここに置いていたのである。

巡見使が陸地に行く場合は、それぞれの領地の大名が応接を担当するが、海上輸送は大名たちが分担して担当した。瀬戸内海の送迎は久留米藩の担当。唐津藩の呼子から乗船して玄界灘の島々を巡るとき、唐津藩だけでなく、周辺の大名が分担して船を出している。具体的にどのよう分担していたのか、ここで紹介する『御巡見御用諸事覚』によって明らかにできる。

宝暦十一年三月三十日、巡見使の予定が呼子に届く。呼子着の予定は四月四日だった。巡見使が乗る予定の船は、

青山七右衛門 (唐津藩) 大畜丸 五〇挺立

神保帯刀 (佐賀藩) 大宮丸 六二挺立

花房兵右衛門 (佐賀藩) 山田丸 六二挺立

であり、唐津藩の船奉行曲淵八郎兵衛は、佐賀藩の船奉行川浪嘉右衛門と、引船を出す平戸藩から派遣された近藤丈右衛門を招き、打合せの「御用談」を船の上で行っている。その時は「盃」もあった。他藩の関係者との打ち合わせに「盃」が必要だったことが分かり、献立も記載されている。巡見使は四月五日の昼に「呼子御茶屋」に着いた。四月六日に佐賀衆と「日和之模様談合」をして昼頃の出港に決まった。同日の夜には平戸藩領の壱岐の石田郡郷ノ浦(長崎県壱岐市郷ノ浦)に着いた。巡見使たちは上陸せず「御滞船」し、翌日から壱岐の島内を巡見して北部の勝本へ向かった。船は四月十日に郷ノ浦から勝本へ廻した。勝本には対馬藩からやってきた案内のための関船二艘が来ていた。捕鯨の基地であった勝本において、巡見使たちは「御三使様鯨突御見物」をして十一日に乗船、日

暮れに対馬藩の城下町「府中」(長崎県対馬市厳原)に着いた。

対馬を出港したのは四月二十四日、それまでの一三日間、巡見使は島内を陸路で巡るが、唐津藩・佐賀藩の船はそのまま府中に滞船した。だから、船手の者たちは船に残らねばならない。『御巡見御用諸事覚』によると、唐津藩は上陸の制限、禁酒、くわえ煙草の禁止などを、船手の者たちに命じていたが、対馬藩役人から何度も勧誘されて「町宿二而出会」ことになった。その時は「伊勢海老」・「あわひ」とともに「盃」も出た。

四月二十四日、大畜丸・大宮丸・山田丸は巡見使を乗せて対馬を出港し、壹岐の勝本へ、さらに郷ノ浦へ移動した。平戸藩から案内船と漕船がやってきて、対馬藩の漕船は帰った。壹岐の郷ノ浦を出港したのは四月二十七日、平戸藩の「小豆大島(的^{あつち}山大島)」(長崎県平戸市大島)を經由して「平戸領池ノ内」(長崎県平戸市津吉町)に入津、二十八日に五島藩の宇久島(長崎県佐世保市宇久町)に入津した。この間に五島藩から漕船もやってきた。それから風待ちをして五月一日に宇久島を出港、上五島の「飯ノ瀬戸」(長崎県南松浦郡上五島町飯ノ瀬戸)に入る。上陸することなく、五月二日には「五島領若松」(長崎県南松浦郡上五島町若松)を經由して、福江島の「戸楽」(長崎県五島市松山町)に着いた。五島藩城下町の「深江」(福江)(長崎県五島市福江町)に着いた巡見使は、翌日の五月三日から巡見を始め。『御巡見御用諸事覚』に、

五月三日

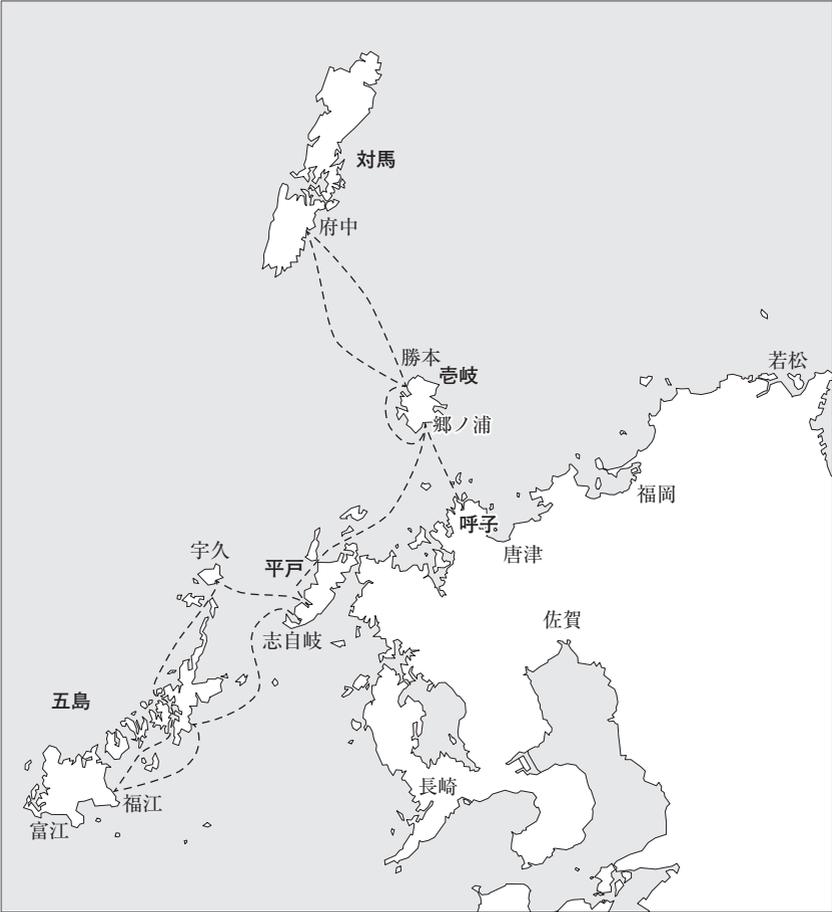
一、御上使様、今朝五島領深江(福江)より富江表へ御巡行被遊候由

とあり、コースは城下町の福江から富江までの往復だった。富江には陣屋があった。五島盛清が寛文元年（二六六五）に三〇〇〇石で分知され、交代寄合となっていた。巡見使たちが福江→富江を巡見している間、船手の者たちは船で待機するのが原則である。しかし、五島藩主から接待の申し出があり、唐津藩の船奉行・目付・医師は上陸して城下町の「深江御茶屋」に出かけて行った。「佐賀・五島・此方」の船方が協議して五月六日の出港を決め、「五島領岩瀬」（長崎県南松浦郡上五島町岩瀬浦）に入津した。ここで風待ちをして、五月八日に出港し、「平戸志自岐浦」（長崎県平戸市志々伎町）に着船した。この間、五島藩の漕船は「五島領塩屋」という所まで、交代に大村藩から漕船がやってきた。この後、巡見使は「志自岐浦」から上陸して平戸島内を巡見する。

巡見使を乗せるため、唐津藩・佐賀藩が出した大畜丸・大宮丸・山田丸の役割はここまでである。巡見使から「御酒」いただいた唐津藩船方は五月九日に「志自岐浦」を出港し、その日のうちに呼子へ着いた。「佐賀御舟々も右同断致出舟」とあるが、佐賀の船がどこの港へ帰ったのか不明である。唐津藩の大畜丸は、十日に呼子を出て城下町に戻ってきた。その時は「御舟々飾、直二着岸」とある。

【図2】は宝暦十一年（二七六一）の大まかな玄界灘のルートである。

【図2】 宝暦11 (1761) 年玄界灘のルート



【注】

- (1) 小宮木代良「幕藩体制と巡見使 (一) (二)」（『九州史学』七七・七八号、一九八三年）
- (2) 天保九年の巡見使に関する史料紹介は以下のとおり。森弘子・宮崎克則「九州へ来た『諸国巡見使』——天保九年巡見使の記録と解説——」（『西南学院大学博物館紀要』四号、二〇一六年）、森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使の従者日記 (一) ——立野良道『北海道日記』一・二・三・四卷——」（『西南学院大学博物館紀要』五号、二〇一七年）、森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使の従者日記 (二) ——立野良道『北海道日記』五・六・七卷——」（『西南学院大学国際文化論集』三三二—一—号、二〇一七年）、森弘子・宮崎克則「天保九年 豊前・豊後の幕府巡見使記録——江戸ヨリ大坂迄巡行記、豊後巡行記并大坂ヨリ海上豊前迄巡行記一・二・三卷——」（『西南学院大学国際文化論集』三三二—一—号、二〇一八年）、森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使への対応書——鳥原藩『改席御巡見用下調書留書抜』——」（『西南学院大学国際文化論集』三三二—二—号、二〇一九年）、森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使への対馬藩対応 (一) (二) (三) (四) ——宗家文書『巡検上使記録 御勘定奉行所』——」（『西南学院大学国際文化論集』三六—一—号・二—号、三七—一—号・二—号、二〇二一—二三年）、隈裕子・上園慶子・宮崎克則「天保九年 博多で休む幕府巡見使への対応記録——『御巡見使記録』の解説——」（『西南学院大学国際文化論集』三七—一—号、二〇二二年）
- (3) 久野哲矢「唐津藩船手松下家関係史料について——岩下家史料 目録・解題Ⅰ——」（『佐賀県立名護屋城博物館研究紀要』一五集、二〇〇九年）、久野哲矢・中村久子他「岩下家史料 文化八年通信使来聘関係出役記録」（『佐賀県立名護屋城博物館研究紀要』一五集、二〇〇九年）、久野哲矢「岩下家史料 目録・解題Ⅱ」（『佐

賀県立名護屋城博物館研究紀要』一六集、二〇一〇年)、久野哲矢「唐津藩船手による特産品売買」(『佐賀県立名護屋城博物館研究紀要』一八集、二〇一二年)、久野哲矢「唐津藩船手職務一覧(上)」(『佐賀県立名護屋城博物館研究紀要』一九集、二〇一三年)、久野哲矢「唐津藩船手職務一覧(下)」(『佐賀県立名護屋城博物館研究紀要』二〇集、二〇一四年)

(4) 小宮前掲論文、および『寛政重修諸家譜』(続群書類従完成会、一九六四～六七七年)。また、宝暦十一年『九州筋旅中文通留 大久保勘三郎扣』(『山口文庫』一四―一二四号、長崎歴史文化博物館蔵)は、長崎の郷土史家の山口麻太郎氏が蒐集した原史料である。天保九年巡見使として九州へ派遣された大久保勘三郎(小姓組番・一二〇〇石)が写したと考えられる。大久保は九州へ派遣されるとき、前例を調べたのである。ここには、宝暦十一年派遣の巡見使がどのような「文通」をしていたのか手紙の写しが記録されている。相手は京都や大坂の幕府要職、巡見先の大名たちである。

(5) 寛文七年「覚」(『徳川禁令考』前集第三卷、三三一頁、創文社、一九八一年)

一、三人之内相煩候時分見合、先え可罷越候、たとひ兩人煩候ハ、忝人成共先え可罷越事

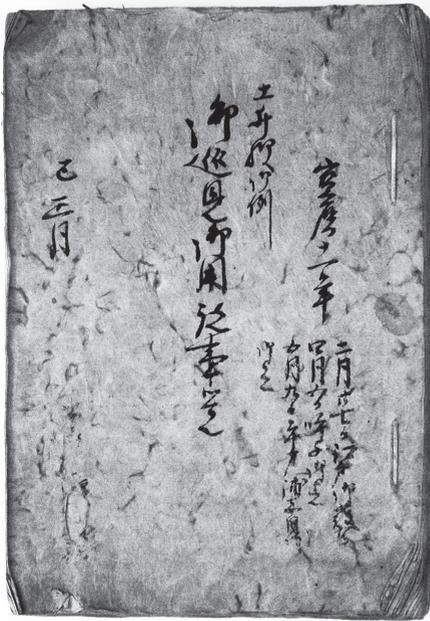
(6) 森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使の従者日記(二) ―立野良道『西海道日記』五・六・七卷―」(『西南学院大学国際文化論集』三三一―一七号、二〇一七年)

(7) 川添昭二他校訂『新訂黒田家譜』四卷、三七二頁(文研出版、一九八二年)

(8) 『久留米市史』九卷、資料編(近世Ⅱ)、九九八頁、一九九三年、(『久留米藩船屋敷』『門司郷土叢書』七五、一九五七年、日比野利信氏のご教示による)

【凡例】

- 解説にあたり、用字は原史料のとおりとするが、常用漢字のあるものはこれを用いた。
- 「夕」(より)、「メ」(しめ)は原史料のとおりとした。「ホ」は「等」、「江」は「え」とした。
- 変体仮名は、平仮名に改めた。
- 判読できなかった文字は、□とした。
- 欠字・平出はともに省略した。
- 読点は解読者による。



山立

大畜丸
大舟頭

【表紙】

宝曆十一年

二月廿七日江戸御発足

四月五日呼子御着

五月九日平戸浦志自岐御着

土井様御例

御巡見御用諸事覚

巳三月

【本文】

宝曆十一年巳正月十九日、御船々乗組左之通

一、大畜丸え

大舟頭

川口陸右衛門

小頭

小島佐野右衛門

山立

松下伊右衛門

臈口

唄上

梶取

同

吉田嘉左衛門

梶取

山崎兵太夫

同

藤田茂太夫

御手大工

浦田弥兵衛

唄上

渋谷信右衛門

同

松下市郎右衛門

同

内山庄太夫

同

湊和太夫

臈口

湯浅武太夫

乗組

同

阿賀藤助

同

山崎好左衛門

同

渋谷作太夫

乗組

松下太郎兵衛

同

小宮喜八

同

河口九太夫

同

森中勘平

同

吉崎太郎右衛門

同

浦田条八

町船大工

平組

同

梅田斧右衛門

同

川口所助

同

森中勘七

同

鶴田与兵衛

同

浦田弥惣太

同

石井与助

平組

梯村喜平次

藤田条助

町船大工壺人

先箭丸

一、先箭丸え

小船頭

湯浅忠太夫

梶取

内山善太夫

御召天当

一、御召天当え

艫口

大崎又市

護国丸

一、護国丸へ

小舟頭

山崎野助

梶取平組

湯浅嘉平

辻半悦

平組

西川銀蔵

太郎坊丸

一、太郎坊丸え

小頭

藤田種七

目付

原田官太夫

小舟頭

後藤清七

物書

小宮豊助

内詰

湯浅竜七

梶取

高浜幸右衛門

山立

高浜吉次

奉行供

高浜幸四郎

同

林半助

町船大工壱人

平組

小島兵助

一、塗八挺立

自在丸

一、自在丸

小舟頭

渋谷林右衛門

梶取

松下代藏

左進丸

一、左進丸

小舟頭

小宮惣太夫

梶取

山崎仁兵衛

一、八挺立

川口幸助

水主扶持支配 小頭

湯浅竜右衛門

御見送船

一、御見送船

小舟頭

吉田松右衛門

梶取

野崎四五右衛門

江戸表御発駕

二月七日

一、御巡見御上使様、当月廿日、江戸表御発駕被成候由申来候趣、其後同廿七日、江戸表御発駕被成候儀申来

一、御巡見御用之御船々、御作事為御用、諸役正月六日より相勤

一、二月十三日、左之通書付御上へ差出

覚

一、高島

一、神集島

一、呼子

一、加部島

一、名古屋

一、外津

一、飯屋

ノ

右、御領分宜泊ニ而御座候

二月

御手船

覚

一、五拾三艘 御手船

此訳

五拾挺立より四拾式挺立迄

関船

関船拾壹艘

三拾六挺立より八挺立迄

小早船

小早船拾七艘

九艘 天満

拾六艘 川船

ノ

右之通、式通上包いたし差出

二月十四日

一、御巡見就御用、壹州迄漕舟才領被越候人数、左之通

洪谷秀右衛門

田中友七

橋本好右衛門 助治

松下助大夫

後藤清七倅 民助

松下助大夫倅 助七

太田伊兵衛倅 熊右衛門

六人

右之通、銘々申渡

一、御巡見御用被仰付候者共、正月二ハ人数揃居候様、尤江戸・大坂上乘御用等ハ不申付、長崎上乘、島廻り等は相勤候由、是等之趣は前廉申付候

一、御用懸之者共御切米、前廉ニ相願候趣、且小舟頭已下老前米式俵ツ、拝借相願濟、是等申渡臨其節可申事

青山七右衛門

一、青山七右衛門様 御上下三十四人

神保帯刀

一、神保帯刀様 御持鎗式筋充

花房兵右衛門

一、花房兵右衛門様 此御二方様は他所御舟ニ被為召候故、御上下御人数不知

但、右御方様御紋所、御鎗之様子、兼而御老中へ相伺置へし、同し紋所、

同し鎗など之節は遠慮之ため某覚也

对州

一、对州行、銘々御条目左之通、上役呼出

御条目

覚 此御条目未出

太鼓打

日和相談

一、先年被仰出候御条目之趣、堅相守可申事

一、御船行烈混雜無之様可仕候、押船・走舟共ニ御本船を見合進退可仕候、御供舟下り候ハ、御本船ニ而待合、乗方過不及無之様可仕候事

一、沓番貝ニ而苦を取、忒番貝ニ而碇を揚ケ、太鼓打出出船之事

一、山立・楫取大切之役儀候間、諸事入念相勤、日和相談、帆拳ケ下ケ共ニ我意を不立、相談可仕候事

一、上使御荷物請取、船積・渡方等等之儀、山立兩人并梶取兩人ニ而入念支配可仕候、尤大舟頭、小頭立会可申候事

一、御本船御屋形廻り、其外此方積入候諸道具、御船ニ而歌上四人立会、請取候而、龜相無之様支配可仕候事

上使之御道具

但、上使之御道具之儀は、無差図候ハ、取扱申間舖候事

一、御乗船被成候ハ、常香番ニ当候唄上之者、常香刻限相遅無之様ニ入念、夜中火之元等心付可申候事

船唄

一、船唄は勿論之儀、乗組之者引廻し之儀、唄上四人心を付、不作法無之様ニ可仕候事

一、御船乗走り取繫等之儀、山立役より可致差図候事

一、艫兩人之平組、御舟押シ走り之節、浦人共不働不仕候様可申付候、艫火元之儀浦人共へも堅可申付候、御用之品出し入、念を入鹿末取扱申間敷候事

私意

勝負事

酒

陸へ揚

たはこ

長髪・乱髪

一、乗組之内兩人充、毎夜半夜代りに不寝番仕、火之元改可申候事

一、今度、他所役人と出合之儀、少も僂末成儀無之様、他所人え対シ差図ケ間敷儀、過言無之様、日和見等之節も私意ヲ不立、入念可逐相談候、無用之雑談相慎可申候事

一、諸船共々、少も口論ケ間敷儀、相互ニ慎差扣可申候、若堪忍難成儀在之候ハ、其頭分之者へ可申聞候、其節、了簡可申付候事

一、諸勝負事、大小によらず一切停止申付候事

一、酒給候義、堅無用可仕候、上使御乗船中、平戸御着迄之間、自分として少シも給へ申間敷候、若被下候時分ハ各別之事

一、浦人陸へ揚候節は、今度銘々所書申付、下ケ札渡置候間、一度々ニ相渡可申候、勿論札数、毎夜諸舟其頭分之者改可申候事

一、たはこ給候義、其所ニ而給へ、くわへさせるニ而立あるき候儀、堅仕間敷候事

一、御船走り候時分、乗組之者之内四人充、帆前ニ相勤油断いたし申間敷候事

一、綱・碇取扱之儀、艀口第一ニ相勤可申候、尤天満船へ乗組之内、式人充乗り可申候事

一、御本船へ乗組之者、高声不仕候様ニ随分物静に可仕事

一、今度、御用ニ罷越候者とも浦人ニ至迄、長髪・乱髪不仕候様、毎朝相嗜可申候、諸船ともに互ニ気を付可申事

一、上使御乗り上り被成候節、御召天当より拍子木五ツ充打可申候、其節諸舟之者共下ニ居相慎

御領分船数

大畜丸御幕

可申事

一、万一諸船之内不慮之儀出来候ハ、其舟より早拍子木打可申候、諸舟相互二心を付合可申事
右之條々堅相守、違背無之様相勤可申候

巳二月

右之御条目、於役所懸之者共へ為誦渡候

二月

一、御巡見御用ニ付、浦々え為船頭・小舟頭兩人、橋本好右衛門・山中梯右衛門申付候、尤呼子ニ
而御召場も見分いたし参候様申付候

一、大畜丸御幕上ヶ下ヶ之儀、乗組より九太夫・勘平・条八・新助相勤候

一、御巡見御用之御船々、浦加子前触六通出申候

三月十日

一、御巡見御用ニ付、呼子浦御召場為見分天氣見合罷越候様、小頭役藤田種七へ申付ル

同日、差上、左之通

覚

一、御領分船数、千百式拾七艘

此訳

百九拾九艘 穀船

六百六艘 天當

九拾壹艘 網船

三拾四艘 天満

拾貳艘 双海

三拾貳総 鯨船

百三拾八艘 川船

拾五艘 投網船

巳三月

对州行 一、对州行大舟頭老入へ、御貸入老入

一、小頭兩人、目付老入へ、兩具持御貸し中間老入ツ、

但、勝手ニ来候ハ、手前雇ニ成共勝手次第、此節は自分雇ニ而相渡申候

町大工 一、町大工式人、老入ニ壹日三分ツ、増

是は乗組之内へ加へ遣候、町大工式人也

呼子

的^{あづち}山^{おおしま}大島

平戸志自岐

三月十四日

一、御巡見之御方、二月廿七日江戸御出立之由申来

覚

呼子^の御乗舟、夫より

壹州郷ノ浦へ 十三里

同所^の同勝本へ 五里

同所^の対州府中へ 四十八里

同所^の壹州郷浦へ 五十三里

同所^の平戸小^(的山大島)豆大島へ 十三里

同所^の同池ノ内へ 八里

同所^の五島宇久島へ 八里

同所^の同若松へ 十四里

同所^の同なる^(糸留)へ 十一里

同所^の同御城下虎府へ 三里

同所^の鯛浦へ 十一里

同所^の大村平島へ 四里

同所^の平戸志自岐浦へ 十里

是より被遊御揚、御船夫より引取申候、前方御巡見被遊候順ニ而御座候

右之通御座候

巳三月

右之書付、支配より奉行へ差出候

三月十五日

一、御巡見様、江戸表二月廿七日御出立之由、又候申来

同十六日

一、御舟々浦加子、来廿一日未明より差出候様、浦々へ回状出ス

一、籠肴請取候段、日記ニ相見へ候、此外ニも諸品可有之候、其節調可申候

一、土井様御奉行曲渕八郎兵衛、三月廿六日七半時分、乗舟荷物積仕廻、支配不残乗船、直ニ島流

申付候由、先箭丸・太郎丸・自在丸夜二入高島へ入船、相残御船々潮時悪敷、御城下へ滞舟、高

島へ御船々相揃、直出船

一、呼子浦へ着船注進状、左之通

一筆致啓上候、然は今朝卯中刻頃、御船々不残出舟、午ノ下刻呼子浦へ致入津候、右為可得

御意如此御座候、恐惶

曲渕八郎兵衛

三月廿七日

曲渕八郎兵衛

呼子浦

船唄稽古

佐賀御船

平戸

佐賀役人

平戸

日和山

一、呼子浦二而万一出火有之候ハ、御上使様共二御船へ御退被成候条、御船々舟頭兼而左様相心得候様可申渡置旨、御舟方目付へ申渡置候、其外一統右之様可相心得候

一、三月廿八日、呼子滞舟

一、船唄稽古之儀、御精心日除ケ、稽古いたし候様申付ル

一、昨廿七日、佐賀御船々も名古屋・加部島之間二相見へ、晚方四五艘も呼子へ致入津、残御船々、今廿八日朝、御本船兩艘共二入津いたし候

一、右二付、此方奉行共〆佐賀船奉行中へ口上にて使差遣

今有之候得共、何二付て之使口上と申事無之候、定而御巡見二付而出張候舟々入津二付談入候、且見廻り等之儀にて可有之と被存候

一、御台所奉行上村豊左衛門・徒目付木村平蔵、上下式人ツ、手付中三人召連、御城下より乗組申候、深川儀右衛門は、護国丸へ乗組申候

一、平戸より四拾挺立、鯨船数艘引連、昼時分致入津候

一、曲瀬八郎兵衛、大畜丸二而佐賀役人へ対談被致之由にて罷出候、尤乗船塗八挺立、供廻り上下六人、物書老人、是又一所二供申付、大畜丸二而佐賀・平戸御舟奉行へ対談いたし候

一、今日、日和山為見分、河口陸右衛門・小島佐野右衛門・藤田種七罷出、呼子尾野上と申山〆沖方宜見へ申候由申聞候、原田官太夫も出候筈之処、用向有之残居候

一、御上使様、洲上川御渡場

川船

御召船

一、町日除川船三艘

御手加子六人

老艘二式人ツ、

新六

庄七

銀六

喜平

久米七

政治

御家老乗舟

一、町日除川船三艘

所加子

老艘式人ツ、

一、御供 町川船十五艘

所加子三拾人

老艘式人充

小舟頭 松下平左衛門

同 高浜甚四郎

同 川口陸太夫

同 高木六四郎

小頭 坂本常右衛門

雨具持御中間老人

大舟頭 原田関左衛門

御供中間老人

町川船

青山七右衛門

神保帯刀

青山七右衛門様御乗船

大川御座

奉行供

内詰者人

浅右衛門

左之拾四人之内より唄上兩人為勤

市郎左衛門 林大夫

作太夫 与助

丈八 吉次

戸右衛門 兵藏

文平 林藏

儀助 常七

半治 貞七

大舟頭者人

拾四人

神保帯刀様御乗船

二番御座

左之拾式人之内より唄上兩人為相勤

花房兵右衛門

花房兵右衛門様御乗船

三番御座

左之拾式人之内より唄上可相勤

庄太夫

政七

勘平

九太夫

儀吉

四方助

茂八

丈助

伝治

助五郎

喜八

甚六

小頭老入

拾式人

藤助

斧右衛門

太郎兵衛

弥惣太

与兵衛

友七

助治

官次

両吉

紋太夫

惣右衛門

助七

小頭老入

拾式人

御家老

町日除川船参艘

御手加子六人

壹艘式人充

新六

庄七

銀六

喜兵衛

久米七

政治

御家老乗船

町日除川船三艘

浦加子六人

壹艘式人充

町川船四拾艘

船付壹人ツ、四拾人

町人足ツ、四拾人

ノ八拾人

通ひ船 奉行乗船

浦加子式人

同人供

内詰壹人

保右衛門

小舟頭

高浜甚四郎

川口陸太夫

大舟頭

原田関左衛門

同供中間老

小頭

山崎五太夫

雨具持御中間老

坂本常右衛門

雨具持御中間老

小宮惣助

雨具持御中間老

目付

藤田両太夫

浦加子六人

浦加子貳人

浦人六人

浦人四人

浦人四人

御家老乗船之加子

奉行乗船之加子

大川御座

二番御座

三番御座

ノ

諸船乗組

御召船

大畜丸

先箭丸

紋太夫弟 儀吉

与次左衛門倅 四方助

伊右衛門倅 伝次

与兵衛弟 助五郎

好右衛門倅 助次

伊兵衛倅 熊右衛門

助大夫倅 助七

ノ参拾式人

右之人数、諸船乗組居申候付、其舟々船頭へ申付、今昼時分迄ニ御舟官方へ遣申候

一、呼子御番代服部為右衛門殿へ对州え此方様より被遣候御船々之書付、佐賀御船より借ニ参候由
申候二付、致書付遣候、左之通

青山七右衛門様御召船

御召船

一、大畜丸

五拾挺立

式人掛り

御召替

一、先箭丸

三拾式挺立

医師	目付	船奉行	荷物船	風呂船
				浅行
				一、御召天当
				御風呂船
				一、左進丸
				御供舟
				一、護国丸
				此方役人乗船
				一、太郎坊丸
			荷物船	五拾挺立
			一、自在丸	式拾八挺立
			一、八挺立三艘	
		船奉行		
		曲渕八郎兵衛		
	目付			
	近藤安兵衛			
医師				
得能典礼				

佐賀御船

大宮丸

万寿丸

外治

池園柳水

大畜丸船頭

川口陸右衛門

三月

右之通二而遣候

一、佐賀御船々并諸役人書付、呼子庄ヤ山下宗内方より差出候、左之通

船附

御乗船

一、大宮丸

六拾式挺立

御召浅行

一、万寿丸

式拾六挺立

御行水船

一、小雀丸

四拾式挺立

御供船

一、灘吉丸

五拾六挺立

一、小早

壹艘

神保帯刀	右は神保帯刀様へ御用船
	御乗船
山田丸	一、山田丸
	六拾弍挺立
	御召浅行
福田丸	一、福田丸
	三拾六挺立
	御行水船
	一、六所丸
	四拾弍挺立
	御供船
	一、一葉丸
	五拾六挺立
	一、小早
	一艘
花房兵右衛門	右は花房兵右衛門様御用船
	一、荷物船
	壹艘
	一、四拾六挺立
	壹艘
	一、小早
	貳艘
此方役人	右は此方役人供用船
大宮丸船頭	大宮丸舟頭
	坂田弥左衛門

山田丸船頭

松林源藏

以上

三月

覚

御案内之者 井原忠右衛門

船奉行 川浪嘉右衛門

醫師 加賀宗格

外科 山本元忠

右之外小役之者共罷越候、以上

三月

佐賀船奉行

平戸近藤丈右衛門

一、土井船奉行八郎兵衛、大畜丸へ罷越、佐賀船奉行川浪嘉右衛門方へ申遣之候ハ、先刻得御意候通、大畜丸え相待罷在候間、御出被下候様申遣候処、早速嘉右衛門被参候

一、平戸近藤丈右衛門方へ申遣之候ハ、先刻申遣候通、大畜丸へ嘉右衛門殿被参相待居候間、御指合も無御座候ハ、只今御出可被下旨申遣、早速被参候

日和見

但、御用談計ニ而則帰宅 多葉粉盆式面差出ス

御用談ニ付、硯・墨・紙等心懸、手廻ニ差置

一、佐賀舟頭へ此方舟頭・小頭・目付、諸事致対談申合候様、右両役へ申付候

一、尾ノ上え日和見之山見立として、河口陸右衛門・藤田種七・小島佐野右衛門・松下伊右衛門・湯浅忠太夫・山崎兵太夫罷越候而、尾ノ上可然旨何も申候

三月廿九日

一、夜前、夜更、左之通書状来候、是は左之通頼来候付、此旨御家老より申来候趣

松浦肥前守様御家来、近藤丈右衛門と申仁、此度為御案内呼子浦へ被指出候付、此方役人中無覆藏^{むくざう}申談遣候様、肥前守様為仰、彼方家老中より申来候、尤松平丹後守様御家来も右之趣頼来候由申来

若松着船

一、御年寄衆々、御巡見之御方様昨廿七日巳之刻、若松え御着船被成候由申来

佐賀御船

一、佐賀御舟奉行川浪嘉右衛門方より、今度も御上使様御召船漕船、前方之通被差出候由、左候ハ、幾艘と申儀書付呉候様申越候ニ付、漕船割帳面之通、佐賀御船之分計書拔差遣申候、尤手紙相認

遣申候

一、平戸近藤丈右衛門口上書いたし、大畜丸へ被致持参候趣、左之通

引舟

口上

先刻は、御巡見使若松へ御着之儀、早速被仰知忝奉存候、且又不念儀故申残候、此節之御巡見使様御用船、御引船等も先格之通御仕出可被成候付、こなた迄手前引舟召連登不及儀候へは、亳州より半途迄差出候義間違可申候付、前格之通こなた迄召連候、未相揃不申候得共、必定爰許へ御出船之節は相揃可申候、右之通用意仕候儀二而候間、御用相立候ハ、本望存候間、当浦より成共御船頭衆御差凶次第罷出候様、裁判之者へ申付置候条、御舟役衆へも右之段被仰付可被下候、以上

三月廿九日

近藤丈右衛門

右返書、左之通申遣

先刻は、本船へ御口上書御持參被下候処、下船二罷在不得御意残念奉存候、此節御巡見御用船、引舟等も先格之通申付置候、御国元今も前々之通御引舟被仰付、当津迄御乗廻被成候付、入用之節相用候様被仰付置被下候由、忝次第奉存候、差懸候義も御座候間、左様思召可被下候、右御礼以參得御意候筈候得共、此節城下より用事等申越、甚取込罷在候付、乍略儀右御礼如此御座候、書外期貴面御礼可申述候、以上

三月廿九日

曲渕八郎兵衛

近藤丈右衛門様

一、左之通之手紙差遣

未得御意候得共、以手紙致啓上候、然ハ今度御巡見様為御用此地へ御越被成候由、御大儀奉存候、拙者共右同様為御用罷越候、依之懸御目、得御意申度儀御座候間、御船へ罷出可申候哉、此方へ御出可被下哉、御報も被仰聞可被下候、右為可得御意如此御座候、以上

三月廿九日

原田官太夫

藤田権七

川口陸右衛門

大宮丸

大宮丸舟頭

坂田弥左衛門様

山田丸

山田丸同

松村源藏様

一、夜前、左之通申来、近藤安兵衛、曲瀨八郎兵衛は同船之訳ニ候得共、左之文通有之候、是ハ未御城下へ罷在追而、呼子へ罷越候趣末ニ相見へ候、此所ニ而ハ不審故、朱書ニ而断置候

松浦肥前守様御家来近藤丈右衛門と申仁、此度為御案内呼子浦へ被指出候間、此方御役人中無覆藏申談遣候様、肥前守様為仰、彼方家老中より申来候由、尤松平丹後守様御家来も右之趣頼来候由、御家老九郎右衛門殿被仰渡候、右様御心得可被成候、以上

三月廿八日

近藤安兵衛

曲淵八郎兵衛殿

一、御巡見様、昨廿七日巳刻、筑前御領若松え御着船被成候、是又左様御心得可被成候、右之趣御承知被成候様、今日御報被遣候様申来候

一、佐賀舟頭中と知る人に来り、御用向掛合置候様為申遣候処

護国丸

右返書、無間も八挺立より坂田弥左衛門・松林源藏被參、太郎坊丸え此方打寄居候故、護国

丸二而可懸御目と申、陸右衛門・佐野右衛門八挺立よりは又護国丸へ參申候、跡分種七・官

太夫八挺立より何も羽織袴二而致出會、日和山掛合等いたし候内、深川浅右衛門方より盃等

出、其時二随ひ可申事ながら、為見合、左二記置候

盃

式ヶ組

すまし

吸物

塩鱈

たいく (橙)

(酔びて、酔の物)
酔ひて

小皿

あわひ

へきせうか (薄く切った生姜)

せんし茶

一、右之節、明日朝飯後二は呼子尾野上日和山見分ニ參上可仕候間、其所ニ而沖合之様子御見分之上、御談可申由談合、引取

水島(満島)

一、水島川、御巡見御渡御用御船々え乗組申候御手人・浦加子・雇子共、人数參拾三人、今昼迄差

立遣申候

御先触

三月晦日

一、御巡見上使様御先触参候、諸船左之通相触候様ニ申付

三月廿八日 芦屋 御泊

同 廿九日 赤間 御泊

同 晦日 青柳 御泊

四月朔日 姪浜 御泊

同 二日 深江 御泊

同 三日 浜崎 御泊

同 四日 呼子 御泊

右之通ニ而御座候

一、大畜丸

一、先箭丸 湯浅忠太夫

一、御召天当 大崎又市

一、左進丸 小宮惣太夫

一、護国丸 山崎野助

一、太郎坊丸 後藤清七

目付近藤安兵衛

- 一、自在丸 渋谷林右エ門
- 一、式番八挺立 西川銀藏
- 一、三番八挺立 河口幸助

一、目付近藤安兵衛上下六人、今日午下刻時分、天神丸より乗、呼子二着、直二太郎坊丸へ乗移
 一、此間、諸浦加子、若松御着之程相知不申候付指戻置候処、昨朝御船宮より若松へ御巡見御着之
 段相知せ申候付、右乗組居候船々二乗組候様廻状を以申触候故、昨日今日二は不殘相揃候段、諸
 舟より相届候

一、御船々呼子御番所下へ掛候事、先御召天当御番所下ノ方雁木へ付、夫々先箭丸段々二掛り申候事
 一、出火之節御退キ船、御茶屋前え付置、其節至呼子番所へ可及相談候事

右之趣、御召天当・先箭丸其外船頭中へ申渡置候

護国丸
 一、護国丸二而御用向得御意度旨、八郎兵衛・安兵衛方より佐賀嘉右衛門方へ手紙遣、尤井原忠右
 衛門殿御同道二而御出被下候様申遣候処、忠右衛門不參候、嘉右衛門計被參候、平戸丈右衛門へ
 安兵衛より御出被下候様申遣候処、早速護国丸へ可被參候付、御用談之内へ被參候而盃出

すまし 吸物 生鯛

酢ひて 小皿あわひ セうか

坪 魚そうめん 薄くす

御家老

猪口 いか からしあへ

せんし茶出ス

其時ニ随ひ可然、大凡見合之ため記置候

一、御家老堀九郎右衛門、昼時分呼子へ着、御舟奉行并役人共罷出候

覚

御用承候小役之者

上村豊左衛門

木村平蔵

御料理方諸事相達候

町人 加布里郷仁兵衛

下料理人式人

手付壱人

右之通之者御本船ニ指置申候

一、御巡見御上使様、明六時之御供揃ニ而御出立被遊候由相知候付、諸船左様相心得、用意可申旨、

白木八挺立銀蔵へ申付、相触させ申候

一、諸船乗組之者共、御条目之通相守候様、尚又為申触候

浜崎御茶屋

呼子御茶屋

御上使様

青山七右衛門

用人

給人

一、白木八挺立両艘二而、代々不寝番、夜中四時分先、三度充廻可申候

一、此方御船々、佐賀御船々、今朝早々呼子御番所前二船行烈(ツル)二而繫直し飾申候

一、御船々え、今朝五時之御供揃二而浜崎御茶屋、上使御出立被遊候由申来候付、申触させ候

一、御船宮より、御巡見御上使様、水島分新堀へ巳之上刻御機嫌克、御供之末々迄無滞渡海相濟候
段申越候

一、四月五日昼八半時分、呼子御茶屋へ御上使様共々御着被遊候、右以前、河口陸右衛門・藤田種

七・小島佐野右衛門・原田官太夫陸へ揚、夕賄□□支度いたし候由

一、曲測八郎兵衛、御上使様御機嫌伺として罷出ル、帰り懸二役人共相伺候ハ、私供罷出候而可然

哉之旨相伺候付、彼方御役人中え一通り掛合置候而罷出候様二と及挨拶候処、青山七右衛門様御

茶屋へ、御台所之方へ廻り、勝手方之役人へ逢申度旨申込候処、給人体之者挨拶有之、其節申出

候ハ、私供対州表工御船御用二相越申候者共二御座候、御荷物等之儀請取方罷出候旨申込候得ハ、

名面相尋候由、仍彼方名面尋候得は、左之通書記遣候由

用人 小林忠次郎

伊藤平治

給人 柳田善助

恒岡佐十郎

近習三人

中小姓貳人

陸士四人

中間拾三人

右之通二候

大畜丸

一、於大畜丸、佐賀御舟奉行川浪嘉右衛門、右之書付二御案内之者と有之并原忠右衛門、此方舟奉行曲測八郎兵衛・目付近藤安兵衛為御用向談出會、薄茶出之

一、右兩人為伺御機嫌罷出

四月六日

佐賀衆

壹州郷ノ浦

一、佐賀衆と申合、日和之模様談合、弥宜見受候付、御乗船之儀申上候処、午ノ上刻頃呼子御乗船申ノ上刻右同所御出舟、漕舟ニ而暮時分馬渡島へ漕付、夫より帆上走舟ニ而壹州郷ノ浦へ戌下刻時分御着船、直ニ陸へ御揚被遊候哉之旨相尋候処、今晚は御滞舟被成候旨、御沙汰有之

青山七右衛門

一、青山七右衛門様御乗船之節、御召天当今拍子木五ツ打申候、夫より先箭丸へ御召被遊候節、此方御舟奉行・御目付、右兩人御船場へ罷出、大船頭河口陸右衛門麻上下ニ而臚かいの口ニ居、湯浅忠太夫も臚かいの口ニ羽織袴着、藤田種七・湯浅龍右衛門・原田官太夫羽織袴着、御橋二手をかけ御乗船之節罷在、小島佐野右衛門儀は御本船明キ候故不罷出、御本船之間船唄、直ニ御出船

御船唄
御荷物

二而又御船唄二而御出船

一、御乗船前請取候御荷物、左之色之由

一、兩懸御茶・弁当 一荷

一、七鳥包葛籠 七荷

一、毛氈包 内品々入 三包

一、兩懸御挟箱 一荷

一、合羽籠 一荷

一、御長持 棹供 貳棹

一、小キ柳箇 拾壹

一、手柳 貳ツ

一、鯛 一台

右之分御乗船前、役人共受取

一、御乗船之節、御供御道具請取、船積左之通

一、御具足櫃 壹荷

一、御挟箱 貳荷

一、御乗物 壹挺

一、御持鍬 壹筋

御供道具

- 一、御持添 壹筋
- 一、御立傘 一本

右御出船之船積

一、護国丸へ積候荷物、山崎野助受取

一、呼子御茶屋より出ル、郡方より相渡候付受取候品、左之通、左之通之由

覚

- 一、白木三方 御本船へ 壹ツ
- 一、御衣桁 御風呂船へ 壹ツ
- 一、御きせる 御本船へ 壹対 御多葉粉盆不見
- 一、御吞水桶 蓋・柄杓共護国丸へ 壹
- 一、水桶 蓋共御風呂船へ 壹
- 一、膳椀 但坪平共御本船へ 三人前
- 一、花御座 御本船へ 四枚
- 一、中枕 拾六枚拾六枚
- 一、中枕 貳拾
- 一、木綿蒲団 貳拾

メ拾品

一、右品々、草場平左衛門・白浜忠太夫夕目錄差渡候由
一、護国丸へ積候荷物、左之通

覚

一、両懸 壹荷

一、葛籠 七ツ

一、蒲団 貳拾

一、合羽籠 壹荷

一、竹馬 貳荷

一、供駕籠 貳挺

一、鎗 貳筋

ノ

一、御用人 壹人

一、給人 壹人

一、中小姓 貳人

一、足輕 四人

一、中間 七人

右之分護国丸へ乗船

御祝儀

御祝状

御上使様御供

御用人

給人

一、青山七右衛門様、大畜丸へ御乗船之節、御船為御祝儀、五升入手柳式、かけ流、鰯五拾枚、白木台、かけ流し、右船中ニおいて被下候由、河口陸右衛門申達候付、郷ノ浦へ御着之上右御礼申上、頂戴候儀は先格有之、一統夫々ニ配分頂戴

一、漕船、太郎坊脇之方ニ而致船揃、才領六人罷出、御祝状請取、今巳ノ上刻郷ノ浦致出舟候、此祝状は、老州郷ノ浦へ着いたし候旨御届申上ル、尤馬渡島迄、馬渡島ノ浦致出舟城下へ送ル

一、御上使様御供之面々、名前之覚

青山七右衛門様、御上下三拾四人

御用人

小林忠次郎

伊藤平治

給人

柳田善助

恒岡佐十郎

御近習

金永辰治

田中善治

味方文蔵

中小姓

鈴木清吾

片山文右衛門

御陸士

中山幸内

佐賀
勝本

尾崎新八

石上市藏

栗原吉兵衛

足輕七人

中間拾三人

以上

覚

御供舟御賄方 小頭 御台所方 深川浅右衛門

御料理諸事用達町人 八百屋吉兵衛

下料理人壱人

手付壱人

以上

四月十日

一、寅ノ刻時分より佐賀と申合、奉行くへ相断、舟頭共舟仕度いたし、寅ノ下刻郷ノ浦致出舟、
勝本へ辰ノ下刻致入津候、諸舟漕舟二而参候、平戸よりも漕舟付申候

一、勝本へ対州より関船式艘、為案内罷出候由

鯨突見物

一、右同所鹿ノ下と申所より御乗船ニ而、御三使様鯨突御見物有之候、御召場へ先箭丸横付いたし、此方より持参候かくら御橋御用意、大舟頭陸右衛門は麻上下着、小頭種七・目付官太夫・小舟頭忠太夫ハ羽織袴着、陸右衛門ハ御船艫之方へ、忠太夫はかいの口艫ニ、種七・官太夫は御召場御橋ニ慎居申候

一、今日は御精進日ニ付、先箭丸ニ而船唄無之、佐賀も右同断

平戸舟頭

一、夕方、平戸舟頭義太夫・下役力竹伝右衛門・所老人彦左衛門と申者、対州之兩人、佐賀と申合、勝本之上ニ能対州相見候処へ参、明日様子よく御座候と相見へ申候、右彦左衛門申候ハ、只今之通御座候得は天気合能、風之儀も寅之方風ニ而御座候由申候、明朝ハ七ツ過より拵罷出候筈、皆々申合罷帰候由

聖母大明神

一、前方も日和申と申事控相見候、何レにも日和吉仕筋と御座候て、早々仕候て可然旨大舟頭初、諸役之者へ申聞候処、佐賀も同心之由申越、夫より力竹伝右衛門を以所庄ヤ方へ、聖母大明神へ日和吉御祈被下候様ニ頼置候、尤今晚相願度旨も申遣候処、委曲相心得之由申越候、就右御供物品々、左之通

目録

金子 式百疋

一升入手柳 壺 酒之儀御台所より詰

塩鯛 壺折二 右同断

白木台 かけ流し

真ノ包のし 一袋遣

右目録 壺通

使之者 艚口之者

壺人羽織袴

持人

聖母大明神

一、聖母大明神ニ而

社僧 壺人 神光寺 同弟子壺人

社家 壺人

下社家 三人

八乙女 壺人 赤之直垂着

御院

参詣之者共

陸右衛門・種七・官太夫・伊右衛門・茂太夫・信右衛門、先箭丸舟頭忠太夫・護国丸舟頭野助

御供米人々頂戴、御神酒出、後ニ賜酒出、明日日和ニ而御座候由申之候

四月十一日

天氣吉、北東風後南風成、已後南西風

青山七右衛門

一、青山七右衛門様御精進日、左之通之由、是は呼子御茶屋ニ張有之

朔日 八日 十日 十四日 十七日 廿日 廿四日 晦日

×

日和山

一、今朝七ツ過より佐賀・平戸・対馬申合、日和山へ参候処、今朝之様子能相見候ニ付御渡海定、彦左衛門初何も申候故、御出船被遊候由申上、勝本六ツ半頃御出船被成、風ノかいなく、後帆下ケ、押舟ニ而日暮方府中え乗申候

府中

一、御上使様、御揚り被遊候由被仰出候付、例之通先箭丸船唄ニ而御揚被遊候

御出立

一、御上使様、今朝五ツ時分御出立被遊候

一、勝本ニ而五升入手柳式ツ、船玉へ相備、夫々手柳壺上使様へ前方指上候様御舟奉行申上、手柳

壺は御舟々頂戴いたし候様申渡

一、久田役人川上左戸助、用事筋御座候ハ、申聞候様、薪・肴・風呂等も申付置候旨御舟へ参候

久田浜

一、久田浜へ仮御番所壺ヶ所、相見申候

夜中通路

一、久田浦舟改役古川広右衛門より、御巡見御在中之間、国中之者たり共夜中通路徘徊いたし不申候様申付置候旨申来候

一、御逗留之内、御船中御退屈可有御座候間、御宿等申付置候、御揚御休足被成候様手紙ニ而申越候

一、先頃、勝本ニおいて小田伝右衛門申聞候ハ、其元御役人中皆様御上下御書記被下候ハ、宿等

申付置度旨、猶又御書付乍御六ヶ敷被下候ハ、早々飛舟指立可申旨書付遣候

対州之役人

陸へ上り

陸地宿

一、御條目之通、旅へ罷出陸へ上り申儀堅停止之儀は、兼而被仰付候得共、対州之役人中の此方奉行共へ両度迄申来候故、心得違無之様御舟々舟頭共呼寄申渡候、御用之外、猥二陸へ揚申間敷候

一、御舟々燈之時分ハ、他之大舟頭へ大舟頭より申合燈候事、前方之格合有之
一、対州志賀甚五左衛門・森川仲・国分安左衛門方へ此方御舟奉行迄、御滞舟御退屈にて可有御座候、陸地宿等申付置候間、御揚御休息可被成旨申来候得共、断申遣

一、船燈候時は、役人共不殘陸地へ上候

一、御上使之御召舟も燈申候

一、舟燈草、久田浦役人より相渡、左之通受取

一、燈火箸二用候三寸竹三拾本、是又受取候

一、燈柴百五拾把之内

三拾束 太郎坊丸

三拾束 護国丸

式拾五束 先箭丸

式拾五束 自在丸

式拾五束 左進丸

五束ツ、 八挺立三艘

メ

佐賀衆

外ニ増柴三拾束相渡候ニ付、右舟々へ割合渡

一、御本船大畜丸ハ、此度も燈不申候

一、曲渕八郎兵衛・近藤安兵衛・得能典礼・池園柳軒、太郎坊丸燈候ニ付、御本船へ乗移り、何も荷物有之候故、供廻り〆壺人ツ、残置候

一、府中ニ而佐賀衆と日和乞申合いたし候処、承知之旨挨拶有之

一、佐賀坂田弥左衛門・松林源藏方〆申越候ハ、御用御繁多御取込可有御座候得共、不相叶得御意、御面談仕度候間、追付山田丸舟へ御出可被下候、待人奉存候段申来候旨、大舟頭初役人共申聞候ニ付、罷越候様ニと及挨拶候処、陸右衛門・種七・佐野右衛門・官太夫罷越候処、明日は御上使様御着之様、左候へハ当所ニ而日和吉仕、住吉社司へ可相頼由、佐賀へ申談候処、佐賀衆申候は前方も住吉へ相頼候故、此度も左様ニ可仕と被申候、夫ニ付佐賀より当所舟頭共へ被相頼候訳ニ相極候、物語之内ニ盃出ル

一、ミそ吸物 実さんせう あけ

重箱 へきあわひ

硯蓋 きんなん 卷するめ 花玉子 色付氷こんにやく 塩

小皿 生鯛 すりせうかす

猪口 おとしいも

せんし茶

町宿出會

伊勢海老

あわひ

住吉宮

右之通出、段々挨拶有之、引取候旨相届候

一、対州河内原左衛門方より申越候ハ、先刻も陸揚り懸御目度儀御座候旨申来候得共、佐賀衆と御用向相談候付、今日は断申遣候得共、又々佐賀御用向相仕廻候ハ、参呉候様、明日は御着、何角と取込、何れにも御揚陸可被下候、不相叶儀共御座候は申越候段、大舟頭始役人相伺候付、左候ハ、相越可申候旨申付候処、町宿ニ而出會、日和見之事申談候内ニ盃出

ミそ吸物 セリ 山椒 あら

硯蓋 焼たら

にしめ 伊勢海老 竹の子 ぶき

小皿 粕漬あわひ

酢ひて 鯛 すりせうか

せんし茶 出

明日は、朝飯後、佐賀衆・対州・此方今日和乞ニ使者へ可参旨申合、相約候旨相届候

一、当社住吉宮ニ而日和吉、佐賀衆世話ニ而昨日より被相願、依之左之通社参、陸右衛門・種七・小島佐野右衛門・官太夫・嘉左衛門・九太夫・野助・兵太夫・庄太夫、佐賀衆坂田源左衛門・松村源蔵、艚元壱人何も麻上下着

備物左之通

一、金子 貳百疋

一、鳥目 式貫文

以上

社師 井田治部右衛門

直垂着 八乙女老入

御祈禱相済候後

一、府中日和 廿二日 廿三日 廿五日 廿六日

一、五島着 廿六日 廿七日

一、平戸志自岐御着船 五月朔日 二日

以上

右之通社人申候、夫より御神酒・御供米・御札守頂戴、御本船三艘へは大札守、其外御船二は小キ札守遣候、爛酒肴二三種、菓子、せんし茶出ス

御着府

一、御上使様方、今日被遊御着府候付、御船へ飾申候、佐賀も同断

一、御上使様、未之上刻時分被遊御着府、御機嫌伺として御舟奉行・御目付共、塗八挺立より罷出

ル、御医師兩人は白木八挺立より右同断

山日和

一、夕山日和為見分、佐賀・対州・此方、八挺立より虎崎迄罷越候、尤大舟頭并諸役也

一、御乗船之程不相知候、節迄御船々飾申候

一、此方御船々より水取二遣候節、浦人計二而は脇方へ歴々参候事も難計候付、其船へ乗組居候梶

取分之者か、又は山立分之者か老入差加へ、遣候様申付置候

四月廿三日

一、明丑ノ刻分沖合日和見として佐賀舟頭中・対州舟頭中、此方よりも大舟頭・小頭・目付・山立・梶取、八挺立より虎崎沖迄罷出候処、日和宜、北風と相見、所之衆も宜可有御座候由被申、何も同意申合、只今之通御座候得は、御出船宜候、後刻之儀は難計候得共、先宜候段大舟頭共申候

同廿四日

府中出船

一、卯之上刻、青山七右衛門様、先箭丸へ被遊御召、船唄ニ而御本船へ御乗移、又御本船ニ而御船唄、対州府中御出船

一、二番、神保帯刀様、右同断

一、三番、花房兵右衛門様、右同断

一、対州より小早三艘御案内旁相見、壹州迄參候

一、対州より漕船、御本船計二八挺立壹艘十人乗、天当壹艘五人乗にて七艘ツ、付ケ漕いたし候

一、壹州勝本前二參候時分、平戸より御案内船壹艘相見申候

一、同勝本式里程沖にて、平戸より漕船諸船二付申候、対州漕船ハ放申候

一、壹州郷ノ浦へ諸船無滞、亥ノ上刻時分致着船候、瀬々高提灯ニ而瀬船出、ワたら瀬戸分郷ノ浦

へ入津申候、此海上五十三里

一、御舟奉行・御目付・御医師、御本船へ御機嫌伺二八挺立より罷越候

勝本

郷ノ浦

池ノ内

小豆大島^(的山大島)

平戸領

一、花房兵右衛門様、未ノ上刻時分、佐賀浅行船ニ被遊御召、大畜丸へ御出、暫御咄御座候而御帰、夫より神保帯刀様御船へ御越被成候而御帰
一、今日風並悪敷、御出船相成不申候旨、御機嫌伺御届旁、御舟奉行御上使様御舟へ八挺立より罷越候

一、神保帯刀様、浅行舟ニ御召、大畜丸へ被為御出、暫被成御座候而御帰
一、同夜、丑ノ刻より佐賀・平戸・此方沖合へ罷出、日和相談申候処、一統宜日和ニ相見へ申候段被申、御出船ニ相極罷帰候由、大舟頭・役人共申聞候ニ付、則申上候処、直ニ御出船之段被仰出候

同廿七日

一、丑ノ中刻時分、致沓州郷ノ浦致出船、申ノ下刻平戸領池ノ内へ入津いたし候、此海上拾九里
一、小豆大島^(的山大島)香ノ浦より五島漕船式拾艘計指向、御本船計二三艘分付申候、宰領沓人相見へ申候
一、平戸漕船当所迄漕込申候、御案内船も是又参候、外ニ関船式艘参候、御使者船と相見へ候
一、小豆大島香ノ浦へ五島之小早式艘参居申候処、諸船通船之跡引従参候、尤浅上武右衛門・松岡弥右衛門沓人ツ、乗船
一、同所へ平戸より小早船式艘、飾いたし相見申候

同廿八日

一、平戸領池ノ内卯ノ上刻致出舟、午ノ上刻五島宇久島へ入津、此海上八里

日和見

同二十九日

宇久島

平戸漕舟

一、卯上刻、沖合日和見として佐賀兩人、五島舟頭庄左衛門・長兵衛と申仁、鯨船より沖へ被參、初て対面、此仁被申候は、今日の天気合二而は御乗船相成間敷由、左候ハ、御当所二而は御船繫場所如何御座候哉、相尋候処、日和も変候様子故、寺之島と申所へ御船繫候而可然候と被申候旨役人共申候付、上使へ申上、右場所へ廻り掛申候、尤宇久島より寺島迄海上壱里半

一、平戸漕舟、宇久島迄參、夫より引取申候

一、平戸漕舟十艘計、五島より御頼二候間、三ツ星相印之上二、二ツ引五島相印、添舟印立、漕舟二出申候

五月朔日

五島舟頭

一、昨晚、寺之島へ入津いたし候処、天気合宜和キニも成候故、明日乗方之儀為相談、藤田種七大畜丸へ參、夫より佐賀・五島舟頭へ面談申度由申遣候処、此方へ可參由申越候付、護国丸二而出会、明朝七時当所出船、宇久島へ參候而御乗船、出船之儀ハ可申談と申合置候旨相届申候

一、暁、寅ノ上刻寺島致出船、卯中刻宇久島へ入津

一、佐賀御舟奉行川浪嘉右衛門、太郎坊丸へ被參、舟頭共申聞候ハ、御乗船・御出船差支無之申聞候二付、直ニ御案内申込候由と被申候付、此方ニ而も舟頭共へ申聞候処、昨晚五島・佐賀申談候通、御出船宜可有御座候旨申候付、夫より御案内申上候

飯ノ瀬戸

一、御船々早朝より飾申候

一、宇久島卯中刻御乗船、御召替より御本船之間、御船唄

壹番 青山七右衛門様

貳番 神保帯刀様

三番 花房兵右衛門様

右御乗船被遊、直出帆

一、飯ノ瀬戸え入津、申ノ下刻、此海上八里半

一、飯ノ瀬戸口へ平戸より漕船式艘、四人乗二而出向申候

一、同所え御使者小早船壹艘相見へ申候

一、自在丸、此間も漕船之節ハ乗候ゆへ、奉行共より浅上武右衛門へ荷船へ御召駕籠積せ居申候間、乗不申候様ニ漕船五艘被仰付可被下と申置、差出可申由、添は林右衛門ニ付候様申付候

一、宇久島・寺島共ニ水少々、ならてハ無之、諸船難儀之由、飯ノ瀬戸左右共ニ宜水御座候而、

諸船共水樽へ詰させ候

一、浅上武右衛門より被申越候ハ、明日御出船日和合船頭共差出可申候間、此方舟頭共佐賀舟頭申談いたし度之旨申来候付、種七参候処、佐賀・五島両所より被参、日和相宜候得は潮時四時分直り、夫前ニ脇潮引申所御座候間、五ツ半時分より御出船可然相極申候旨、罷帰相届候

若松

御茶屋

奈留

戸楽

御本陣

深江・富江
五島淡路守

五月二日

- 一、辰ノ中刻、五島領飯ノ瀬戸出舟いたし、巳中刻五島領若松へ致入津、御船々飾申候、先箭丸より若松へ御上、御船唄御揚場へ例之通役人罷出候、此海上壹里半
- 一、御上使様共ニ御茶屋へ御揚、暫過、直ニ御乗船被成候
- 一、午ノ上刻、若松御出船、此所瀬戸を中ひらノ瀬戸ト云、先キノ瀬戸を瀧川原瀬戸ト云
- 一、五島領なるへ壹里、是を大くし瀬戸ト云
- 一、田ノ浦瀬戸
- 一、戸楽へ申ノ下刻入津、此海上八里
- 一、御本陣宿主銅屋長左衛門と申者有之、御荷物等渡し遣
- 一、御上使共ニ無御障、戸楽分御揚陸被成候
- 一、御召替浅行、御舟付場迄舟唄、御船付場へ藤田種七・原田官太夫羽織・袴にて例通罷出候
- 一、御本陣へ為伺御機嫌、御舟奉行・御目付・御医師兩人罷出候

五月三日

- 一、御上使様、今朝五島領深江（福江）より富江表へ御巡行被遊候由
- 一、五島淡路守様被仰候由ニ而、町於御茶屋、御吸物進申度御報可被下旨、浅上武右衛門より御舟奉行・御目付・御医師兩人へ申参候得共、御断被仰遣、晩方塗八挺立、奉行・目付・医師兩人右為御礼、深江御茶屋へ罷出候

佐賀・五島

戸楽・虎府

岩瀬

端午御祝儀

五月五日

一、端午御礼之儀、明朝は七右衛門様御乗船、直ニ御出船之積有之候付、御本船ニ乗組居候河口陸右衛門・小島佐野右衛門儀は、上使様取次迄麻上下着、御祝儀申上候而可然、同役小頭にても脇舟へ乗居候者は、夫ニ及申間敷候、奉行共へハ御用之間を見合、晚迄之内夫々祝儀申出候而可然旨申渡置候

一、丑ノ下刻合沖合日和相談として、前夜より申合、佐賀・五島・此方、例之通出合相極申候ハ、御乗船被遊候而差支ハ無御座、戸楽ニ而御乗船被遊候得は直ニ致出船、天氣合悪敷候得は、是より檜ノ浦と申泊りへ一里之処へ乗廻可申、此処ニ而見合宜候ハ、先へ乗り可申と談合候旨相届候ニ付、御乗船可然旨申上ル積、尤なるへ三里有之、是へ差向可申、又夫合見合、先へ乗可申、三ヶ所申合居候由も相届候

一、卯上刻、為御案内御舟奉行罷越候、卯下刻時分五島領深江合戸楽、五島領虎府と唱へ之由、ニ被遊御出、御召場より先箭丸へ御召、御舟唄ニ而御本船え御乗移り直出船

一、御上使様御召順、前之通

一、辰之上刻、戸楽致出船、漕船ニ而、五島岩瀬へ致入津、此海上拾壹里、未之下刻着船

一、御船中ニ而、御台所方式人端午御祝儀、御近習衆迄申上候処、七右衛門様御逢可被成旨被仰出、大畜丸次之間ニ而御目見、御礼申上候由

一、大舟頭河口陸右衛門・小島佐野右衛門、彼方御近習衆へ端午御礼申上候処、七右衛門様御逢可

御祝儀

被遊旨、御次へ罷出候様被仰付候故、脇之間へ脇差差置、御次へ参候処、七右衛門様御意被遊候
ハ、何角と世話忝と蒙仰進候而、引取候旨相届候

小頭仲ケ間、脇舟ニ乗組居候故、別ニ御礼不申上候

一、河口陸右衛門方え御祝儀として、七右衛門様方御吏を以左之通被下置候

一、五升入 手柳壺ツ

かけ流し

一、塩鯛 二

白木台 かけ流し

右難有頂戴仕候旨、相届候

一、御舟奉行・御目付・御医師両人、御機嫌伺ニ御本船へ罷出

右為御祝儀、大舟頭へ御樽肴被下候御礼可申上筈之処、此処へ不見候、記落しか

一、七右衛門様より御くわし一包ツ、陸右衛門・佐野右衛門へ被下置候、頂戴仕候段相届候、ほ

しかし・葛・練類三品之由

一、護国丸船頭山崎野助へ御用有之由にて、御本船より御呼被成候付罷出候処、外御用ニ而は無之、

御菓子可遣と壺包被下置、難有頂戴仕候、此方役人へハ不及沙汰候様御近習衆被申候得共、奉行

へ相届候くわしハ右同断之由

一、五島舟頭荒木七左衛門方方藤田種七方迄、舟中見廻として、生貝拾一台、風蘭しゆる皮二包、

菓子

一堤差越、先格五島川へ入居候節、生貝大五遣し請候様、久米瀬兵衛申候格有之、返礼干鯛三枚遣、此度八干鯛五枚、為返礼手紙添差遣

五月八日

一、明寅下刻、沖合為日和見佐賀・五島出会、天氣宜相見候故、出船二相極候

一、卯上刻、岩瀬出舟、漕舟二而申ノ中刻、平戸志自岐浦へ諸舟無滞致着船候

一、五島漕船、五島領塩屋と申所迄漕參候

一、大村より漕船、五島領大たをと申所迄出向、御本船計二付漕申候、船数八艘二而拾人加子、宰

領壺人ツ、乗居、高式拾四艘之由

一、御船々飾申候

一、青山七右衛門様、御本船より先箭丸御乗移之節、船唄二而御揚場へ大天満五艘二板敷致舟橋、

直ニ先箭丸引付、御機嫌克御揚被成候

御揚順 七右衛門様 帯刀様 兵右衛門様

御荷物

舟場渡シ之旨相届候

一、御荷物品々、呼子茶屋ニ而請取申候通、志自岐浦ニ而御本陣亭主古園忠平次と申者へ相渡、尤

一、河口陸右衛門・小島佐野右衛門・湯浅忠太夫麻上下着ニ而先箭丸相勤申候、佐野右衛門ハ外ニ

而御乘上り之節ハ乗り不申候得共、志自岐浦計ニ而乘申候

一、青山七右衛門様御本陣へ、為御機嫌恐悦、八郎兵衛・安兵衛・典礼・流水罷出候

一、河口陸右衛門・藤田種七・原田官太夫麻上下着ニ而御本陣為恐悦罷出、給人恒岡佐十郎迄、御

取込可被成御座候間、御序之節宜被仰上可被下旨申上帰宅

一、御台所方兩人も右同断

一、志自岐より御本陣迄之間、沓里と申場所之由

一、支配之者共不残此方へ被罷出

一、河口陸右衛門・藤田種七・小島佐野右衛門・原田官太夫、御用有之候間罷出候様申達、罷出候付

御酒

此度、御巡見様御用船中、無恙日数も込々不申候間、御上益氣ニ而候へは、依之四人え御酒被下置

難有頂戴仕候旨、御礼申上候

一、平戸の漕舟数艘出申候

五月九日

志自岐浦

一、志自岐浦、子ノ中刻時分出船いたし、呼子浦へ申之中刻頃諸舟無恙致着船、此海上式拾里余

佐賀御舟

一、佐賀御舟々も右同断致出舟

一、同役、且御宮役所へ呼子入津之儀申遣

呼子浦

同日

一、卯上刻、呼子浦出船、辰上刻頃高島へ入津、御舟々飾、直二河口着岸

前条、先年被仰出御条目有之趣、左之通

覚

一、此度巡見衆領分呼子より壱岐・対馬・五島・平戸渡海之内、手船指出候二付、為案内用事二差越候面々并未々迄、諸事不調法無之、大切ニ可相勤候事

一、日和船路等之儀、船手役人随分入念可申、尤其所々之者へも相尋、無油断可遂吟味、勿論松平信濃守殿家頼中へも遂相談、不足我意、万端可申合事

一、巡見衆家頼中ハ不及申、对他所人無礼無之様可相慎、万一所存之義在之共、致堪忍、出入ケ間敷儀無之様可仕候事

喧嘩

一、喧嘩・口論可令謹慎、傍輩之中、存分吞之於難止は当地え罷帰、遂鬱憤儀は各別、如何様之子細有之共、於先々粗忽之儀かたく仕間敷事

付、博奕堅ク停止、并盤上慰ケ間敷儀仕間敷候事

酒宴

一、酒宴・遊興不及申、過酒停止、并船唄之外音曲高声、惣て猥ケ間敷為体いたす間敷事

付、私用ニ付陸え不及揚事

右之趣堅相守、末々のものに至迄急度可申付、若違犯之族於在之は、仮へ雖後日相聞遂詮議可嚴重沙汰者也

巳三月

覚

知行高

一、此度、上使御供中々此方御家中・御家老中知行高尋被申候は、大体千石余々五六百石取も在之由、是余ハ三千石取候様承之候、委細之儀は城内より半途隔候故不存候

一、町方・郡中等之儀、役筋違候故不存段、尋候ハ、可致挨拶候

一、此方手船、関船・川船等都合五拾艘余之由、領分中大小船数千三百余之由

一、船奉行知行高、百四五十石位之者之由

一、船手人数百人余在之由、若尋候ハ、右之段挨拶可申事

船手人数